

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>新座和光線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止八丁目四七六番二地先から同市野火止八丁目四七七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年二月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年二月八日      付け埼玉県朝霞県土      整備事務所長告示      第四号で告示した道      路予定区域の一部      供用開始である。      延長三七・五〇メー      トル</p>	<p>備考</p>